

優遇税制

2025年3月31日まで 延長！

優遇税制対象製品のご採用期間が延長されました。
2023年3月の申請に間に合わなかった方も諦めず、
これを機に、申請・ご購入をお勧めします。

◆ グレートスタージャパンの対象製品 ◆

トータルステーション
MT-105



GNSS受信機
T300Plus



マシンガイダンス
iDig



◆ 優遇税制の種類 ◆

優遇税制	所轄官庁	優遇措置(概要)	申請のタイミング	生産性向上要件証明書
中小企業等経営強化法 ※1	中小企業庁	法人税の控除あるいは即時償却	購入後60日まで	要 ※3
生産性向上特別措置法 ※2	市区町村	3年間にわたり 固定資産税が1/2に軽減	事前申請	不要

※3：生産性向上要件証明書には、工業会が発行する費用が発生します。購入元の代理店様にお問合せください。

詳しくはこちらから

※1
中小企業等経営強化法



中小企業庁サイト：
経営サポート「経営強化法による支援」

※2
生産性向上特別措置法



中小企業庁サイト：
経営サポート「先端設備等導入制度による支援」

※3
生産性向上要件証明書



日本測量機器工業会サイト：
中小企業等経営強化税制に使用する
工業会の「生産性向上要件証明書」について

お問合せ

日本総代理店

グレートスター ジャパン株式会社

〒231-0023

横浜市中区山下町 223-1 NU 関内ビル 10F

Tel: 045-228-8677 Fax: 045-228-8678

E-mail: info@greatstarjapan.co.jp

http://www.greatstarjapan.co.jp